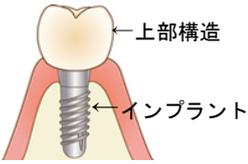


自由診療保険金補償対象は以下の4補綴治療のみです

<p>インレー（詰め物）</p>	<p>補償開始日以降に発病した歯科疾病による 自由診療のインレー 補償開始日以降に発生した傷害による 自由診療のインレー</p> <p>※ただし、インプラント体の上部構造として別に行われる歯科治療を除きます。</p>
<p>クラウン（被せ物）</p>	<p>補償開始日以降に発病した歯科疾病による 自由診療のクラウン 補償開始日以降に発生した傷害による 自由診療のクラウン</p> <p>※ただし、インプラント体の上部構造として別に行われる歯科治療を除きます。</p>
<p>ブリッジ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 初めてのブリッジ治療 <u>補償開始日以降に発病した歯科疾病により抜歯した後の 自由診療のブリッジ</u> <u>補償開始日以降に発生した傷害により抜歯をした後の 自由診療のブリッジ</u> 既にあるブリッジの再装着 補償開始日以降に発病した歯科疾病による 自由診療のブリッジ再装着 補償開始日以降に発生した傷害による 自由診療のブリッジ再装着 <p>※ただし、インプラント体の上部構造として別に行われる歯科治療を除きます。</p>
<p>インプラント</p>	<p><u>補償開始日以降に発病した歯科疾病により抜歯をした後のインプラント</u></p> <p><u>補償開始日以降に発生した傷害により抜歯をした後のインプラント</u></p> 
<p>※インプラントに関してご注意ください</p>	<p>※既にあるインプラントの修理・再製作は補償対象外です ※補償開始日より前に欠損していた歯へのインプラントは補償対象外です</p>

補償開始日

歯科疾病：初年度の保険始期日からその日を含めて 91 日目

歯科傷害：初年度の保険始期日

上記4補綴治療以外の自由診療（保険外診療）は補償対象外です

補償対象外の自由診療例：

- ・ ホワイトニング等審美目的の治療、フッ素塗布等予防目的の治療、歯列矯正
- ・ 自由診療による義歯
- ・ 自由診療によるインプラントの修理・再製作
- ・ 自由診療による単独の歯周病治療（インプラント周囲炎など）、単独の根管治療
- ・ 自由診療による単独のマウスピース、ナイトガード、ウエルデンツ、プロビジョナルレストレーション等
- ・ 自由診療による自歯の移植、自由診療による抜歯のみの治療
- ・ 保険診療の補綴治療の間に生じた自費の仮歯、自費の支台（コア・ポスト）、自費の薬剤
- ・ 保険診療の歯科治療の間に生じた自費の画像診断、自費のレーザー、自費の根管治療、自費の骨造成 等

*** この他、詳しくはお手元のご契約のしおり・保険約款をご覧ください。**